電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人　日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-15（2021）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-15（第 6.2 版）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-15 部：液体加熱機器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電気がま、電気なべ、電気卵ゆで器、電気牛乳沸器 電気湯沸器 、電気コーヒー沸器、電気茶沸器 電気酒かん器、電気湯せん器 、電気蒸し器
廃止する基準及び有効期間	廃止する基準　　J60335-2-15(H20) 有効期間　　3 年間

＜審議中に問題となったこと＞

電気ケトル、電気保温ポットについては、日本の生活環境の違いにより、機器が転倒することによって、熱湯が流出し、やけど等に繋がる事例が散見された。特に幼児が機器を転倒させることによる事例が発生していた。
このような事故を未然に防止するため、転倒流水試験（現在の S マーク認証追加基準）に関して、JIS に追加した。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
3.1.9.106	炊飯器の通常動作について IEC には、「沸騰の間、水量のレベルを維持するために水を追加する。」と記載されているが、常時、水を追加し続けるようにも読めるため、「水量のレベルを維持するとは、全ての水が蒸発する前に水を追加することを意味する。」旨の注記を追加した。	試験方法の明確化のため

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
15.103	炊飯器などの注水試験は、旧 JIS と現行 JIS（2021）とでは、変更なし。 旧 JIS では、デビエーションとして記載していたが、IEC に同デビエーションが採用となり、現行 JIS（2021）では、デビエーションである旨を削除した。	IEC に旧 JIS のデビエーションと同内容が反映されたため（日本意見採用）。
22.104	電気ケトル、電気保温ポットの転倒流水試験を追加した。	日本には和室がある。和室では、電気ケトル、電気ポットをテーブルの上、お盆の上、もしくは畳の上に置くことがある。また、日本の洋室においても、椅子を利用せず床に座る場合や、テーブルの高さも比較的、低い。欧米との生活習慣の違いもあり、本体やコードを足で引っ掛ける、または、幼児が本体に触れ、転倒し、熱い湯が流出しやけどに繋がるリスクが高いと想定される。そのため電気ケトル、電気保温ポットについては転倒流水試験を追加した。
22.108 22.109	IEC では、容器内の内圧が 4.0kPa の時に、蓋を開けようと 100 N の力を加えたとき、蓋がはずれない。また、圧力鍋のふたの取り付けが不完全な時、容器内の圧力は、4.0kPa を超えてはならない。という構造要求である。日本の消費生活用製品安全法に合わせ、試験条件を圧力＝5kPa、力＝110N に変更した。	日本の消費生活用製品安全法の規定と整合させるため（圧力＝5.0kPa、力＝110N）

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

① 炊飯器、動的圧力鍋、豆乳メーカ及びコードレス機器が適用範囲に含まれた。

② 取扱説明書への表示事項に以下の内容を追加

- 清掃中、水中に浸漬しない機器の取扱説明書には、機器を浸漬してはならない旨の表示
- コードレス機器の取扱説明書には、附属しているスタンドだけを使用する旨の表示
- 動的圧力鍋以外の圧力鍋の取扱説明書には、圧力調整装置中のダクトは定期的に点検を行う旨の表示
- 圧力鍋の取扱説明書には、容器を安全に開ける方法の詳細を記載する。また、圧力が十分に減少するまで容器を開けてはならない旨の表示

③ やかん及び電気保温ポットの転倒流水試験の追加

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

JIS C 9335-2-15：2021（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-15 部：液体加熱機器の個別要求事項）

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 箇条 20 20.101 20.102 20.103 箇条 22 22.101 22.102 22.103 22.104 22.105	4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下，第 1 部）の箇条 4 による。） 20　安定性及び機械的危険（第 1 部の箇条 20 による。） 20.101 豆乳メーカの容器、切断刃は、十分な機械的強度をもつ。 20.102 豆乳メーカの回転部分は、運転中緩まない。 20.103 豆乳メーカの蓋にインタロック機構がある場合、誤運転を防止する。 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。） 22.101 やかん、電気保温ポットは、水を注ぎ出すときに蓋が離れて落ちない構造とする。 22.102 やかん、電気保温ポットは、通常の使用で突然の蒸気や熱湯の噴出がない構造とする。 22.103 コードレス機器の機器用カプラは、通常の使用で発生する応力に耐える構造とする。 22.104 可搬形のやかん、電気保温ポットは、機器の転倒の際、容器内の液体が容易に流出する構造としない。 22.105 水を沸騰させるための固定形機器は、一定の開口部をもち大気注に開いている構造とする。	

				22.106	22.106 エスプレッソコーヒーメーカーは、容器内に危険な圧力がある場合、簡単な操作でコーヒーフィルターを外せない構造とする。	
				22.107	22.107 圧力鍋は、圧力、温度に反応する非自己復帰形の圧力緩和装置を組み込む。	
				22.108	22.108 圧力鍋は、圧力が過度である間は、蓋を外せない構造とする。	
				22.109	22.109 圧力なべは、蓋が閉じていない、または、蓋が不適切な位置にあるときは、圧力が過大にならない構造とする。	
				22.110	22.110 温度設定、時間設定ができる哺乳瓶ヒーターは、設定値に到達した際に可視信号や可聴信号を発する。	
				22.111	22.111 加圧容器もつエスプレッソコーヒーメーカーは、人を危険にさらす可能性のある水の流出、蒸気・湯の突然の噴射がない構造とする。	
				22.112	22.112 豆乳メーカは、人を危険にさらす可能性のある蒸気・湯の突然の噴射がない構造とする。	
				22.113	22.113 運動部を持つ機器は、潤滑剤によって食品室を汚染しないような構造とする。	
				22.114	22.114 機器は、電気的、機械的な故障が起こる可能性がある部分に食品、液体が侵入しない構造とする。	
				22.115	22.115 コーヒーメーカーは、泡立ちノズル、温水ノズルが下向きの垂直位置から上方に 45 度を超える角度に位置する構造としない。	

第二条 第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 箇条20 箇条22 25.101 25.8	4 一般要求事項（第1 部の箇条4 による。） 20 安定性及び機械的危険（第1部の箇条20による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。） 25.101 やかん、電気保温ポット用電源コードは、75 ㎝以下とする（マグネットプラグの場合を除く）。 25.8 定格 10 A 以下の可搬形機器の電源コードは，長さ2 m 未満の場合，公称断面積0.75 mm2 の電源コードでよい。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.101 19.102 19.103 19.104 19.105 19.106 19.107 19.108	19　異常運転（第1 部の箇条19による。） 19.101 やかん容器内を空にした状態で試験を行う。 19.102 やかん容器内を空にした状態、水を満たした状態を繰り返して試験する（100回）。 19.103 着脱できる液体容器をもつ機器は、容器が不適切な位置で試験を行う。 19.104 豆乳メーカは、過負荷の運転で危険が生じない。 19.105 豆乳メーカは、誤った電源遮断でも危険を生じない。 19.106 定常状態に至るまで機器の過熱表面では洗濯済みの綿布は発火しない。 19.107 装飾扉があるか、キャビネット内で使用するコーヒーメーカーは、扉を閉じる・キャビネット内で試験する温度上昇試験する。 19.108 コーヒー豆タイプの自動コーヒーメーカー（エスプレッソ用除く）の巻き線温度を制限する。	

				25.22	25.22 電源コードに過度の張力が加わった場合、人に影響する可能性がある機器は、マグネットプラグを用いてもよい。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.12 22.110	7　表示及び取扱説明（第1 部の箇条7による。） 7.1 水位マークを超えて液体を入れない旨 等 7.12 熱湯が飛び出すおそれがある場合はその旨、洗浄時の浸漬を意図しない場合はその旨、コードレス機器の専用スタンドのみ利用可能な旨、圧力鍋の圧力調整や蓋に関する留意点、切断刃を有する機器は刃に注意する旨、等 22.110 温度設定、時間設定ができる哺乳瓶ヒーターは、設定値に到達した際に可視信号や可聴信号を発する。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条24 箇条25 25.8	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.11（電子回路の故障），19.12（ヒューズの特性）による。） 24　部品（第1 部の箇条24による。）（第1部の24.1.4（自動制御装置の耐久性）、24.1.8（温度ヒューズの規定）による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第1部の箇条25による）（第 1 部の 25.14 （電源コードの折り曲げ耐久）、第1部の25.22（マグネットプラグを用いてもよい。）による。） 25.8 定格 10 A 以下の可搬形機器の電源コードは，長さ2 m 未満の場合，公称断面積0.75 mm2 の電源コー	

					ドでよい。	
				25.101	25.101 やかん、電気保温ポット用電源コードは、75 ㎝以下とする（マグネットプラグの場合を除く）。	
				箇条 28	28 ねじ及び接続（第 1 部の箇条 28 による。）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 箇条 6 箇条 7 7.12 箇条 15 15.101 15.102 15.103	1 適用範囲（第 1 部の箇条 1 による。） 6 分類（第 1 部の箇条 6（分類）による。） 7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第 1 部の箇条 7 による。） 7.12 キャビネット内で運転するコーヒーメーカーは、キャビネットの最小寸法を表示 等 15 対湿性等（第 1 部の箇条 15 による。） 15.101 洗浄時、部分的、完全に浸せきする機器は、浸せきの影響を受けないように十分保護を有する。 15.102 コードレス機器のスタンドの接続装置は、水による影響を受けない構造とする。 15.103 炊飯器の内部は、水の影響を受けてはならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 箇条 25 箇条 29 29.2 箇条 30	24 部品（第 1 部の箇条 24 による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第 1 部の箇条 25 による。） 29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の箇条 29 による。） 29.2 汚損にさらされることがないように密閉又は設置していない場合、ミクロ環境は汚損度 3 とする。 30 耐熱性及び耐火性（第 1 部の箇条 30 による。）	

				30.1	30.1 耐熱性（第 1 部の 30.1 による。）	
第七条 第 1 項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 箇条 13 箇条 15 15.101 15.102 箇条 16 箇条 22 22.103 箇条 23 箇条 27	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の箇条 8 による。） 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条 13 による。）（第 1 部の 13.3 の耐電圧） 15　対湿性等（第 1 部の箇条 15 による。） 15.101 洗浄時、部分的、完全に浸せきする機器は、浸せきの影響を受けないように十分保護を有する。 15.102 コードレス機器のスタンドの接続装置は、水による影響を受けない構造とする。 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条 16 による。）（第 1 部の 16.3 の耐湿後の耐電圧） 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。）（第 1 部の 22.5 のコンデンサの残留電荷による感電危険の防止） 22.103 コードレス機器の機器用カプラは、通常の使用で発生する応力に耐える構造とする。 23 内部配線（第 1 部の箇条 23 による。） 27 接地接続の手段（第 1 部の箇条 27 による。）	
第七条 第 2 項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16	13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条 13 による。）（第 1 部の 13.2 の動作温度での漏えい電流） 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条 16 による。）（第 1 部の 16.2 の耐湿後の漏えい電流）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 14	11 温度上昇（第 1 部の箇条 11 による。） 14 過渡過電圧（第 1 部の箇条 14 による。）	

		じ，絶縁性能が保たれるものとする。		箇条 15 15.101 15.102 15.103 箇条 22 箇条 26 箇条 29	15 対湿性等（第 1 部の箇条 15 による。） 15.101 洗浄時、部分的、完全に浸せきする機器は、浸せきの影響を受けないように十分保護を有する。 15.102 コードレス機器のスタンドの接続装置は、水による影響を受けない構造とする。 15.103 炊飯器の内部は、水の影響を受けてはならない。 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。） 26 外部導体用端子（第 1 部の箇条 26 による。） 29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の箇条 29 による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.7.101 ～ 11.7.106 箇条 17 箇条 19 箇条 30	11 温度上昇（第 1 部の箇条 11 による。） やかん、電気保温ポット、コーヒーメーカーなど種類ごとの温度上昇の試験条件を記載 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の箇条 17 による。） 19 異常運転（第 1 部の箇条 19 による。） 30 耐熱性及び耐火性（第 1 部の箇条 30 による。）（第 1 部の 30.2 耐火性による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 22.101 22.102 22.104	11 温度上昇（第 1 部の箇条 11 による。） 22.101 やかん、電気保温ポットは、水を注ぎ出すときに蓋が離れて落ちない構造とする。 22.102 やかん、電気保温ポットは、通常の使用で突然の蒸気や熱湯の噴出がない構造とする。 22.104 可搬形のやかん、電気保温ポットは、機器の転	

					倒の際、容器内の液体が容易に流出する構造としない。	
				22.111 22.115 25.101 25.22	22.111 加圧容器もつエスプレッソコーヒーメーカーは、人を危険にさらす可能性のある水の流出、蒸気・湯の突然の噴射がない構造とする。 22.115 コーヒーメーカーは、泡立ちノズル、温水ノズルが下向きの垂直位置から上方に 45 度を超える角度に位置する構造としない。 25.101 やかん、電気保温ポット用電源コードは、75 ㎝以下とする（マグネットプラグの場合を除く）。 25.22 電源コードに過度の張力が加わった場合、人に影響する可能性がある機器は、マグネットプラグを用いてもよい。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.101 20.102 20.103 箇条 22	20　安定性及び機械的危険（第 1 部の箇条 20 による。） 20.101 豆乳メーカの容器、切断刃は、十分な機械的強度をもつ。 20.102 豆乳メーカの回転部分は、運転中緩まない。 20.103 豆乳メーカの蓋にインタロック機構がある場合、誤運転を防止する。 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。）	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 箇条 22 22.101 22.103	21　機械的強度（第 1 部の箇条 21 による。） 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。） 22.101 やかん、電気保温ポットは、水を注ぎ出すときに蓋が離れて落ちない構造とする。 22.103 コードレス機器の機器用カプラは、通常の使用	

					で発生する応力に耐える構造とする。	
				22.104	22.104 可搬形のやかん、電気保温ポットは、機器の転倒の際、容器内の液体が容易に流出する構造としない。	
				22.108	22.108 圧力鍋は、圧力が過度である間は、蓋を外せない構造とする。	
				25.22	25.22 電源コードに過度の張力が加わった場合、人に影響する可能性がある機器は、マグネットプラグを用いてもよい。	
				25.101	25.101 やかん、電気保温ポット用電源コードは、75 ㎝以下とする（マグネットプラグの場合を除く）。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 箇条 22 箇条 31 箇条 32	19 異常運転（第 1 部の箇条 19 による。）（第 1 部の 19.13 異常試験の判定による。） 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。）（第 1 部の 22.22 アスベスト使用の禁止、22.23 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止、22.41 ランプを除き，水銀を含む部品の禁止） 31 耐腐食性（第 1 部の箇条 31 による。） 32 放射線，毒性その他これに類する危険性（第 1 部の箇条 32 による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 32	32 放射線，毒性その他これに類する危険性（第 1 部の箇条 32 による。）	
第十四条	使用方法を考	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状	■該当	箇条 19	19 異常運転（第 1 部の箇条 19 による。）（第 1 部の	

	慮した安全設計	態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□非該当	箇条22 箇条30	19.7 モータ拘束試験による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1 部の22.49～22.51 遠隔操作に対する規定 による。） 30 耐熱性及び耐火性（第1 部の箇条30 による。）（第1 部の30.2.3 人の注意が行き届かない状態で動作する機器の耐火性試験）	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 20.103	19 異常運転（第1部の箇条19による。） 20.103 豆乳メーカの蓋にインタロック機構がある場合、誤運転を防止する。	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条20 箇条22 24.101	20 安定性及び機械的危険（第1 部の箇条20 による。）（第1 部の20.2 機器的危険による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1 部の22.10 非自己復帰形制御装置に関する規定による。） 24.101 やかん以外の機器に組み込まれる温度過昇装置は，非自己復帰形とする。固定形湯沸かし器は、10000 回サイクル試験を条件に自己復帰形でもよい。	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	急停止が危険にならない機器
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 箇条17 箇条19 箇条25	10 入力及び電流（第1 部の箇条10 による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の箇条17 による。） 19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.12 ヒューズの特性による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第1 部の箇条25	

					による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	19 異常運転（第 1 部の箇条 10 による。）（第 1 部の 19.11.4 イミュニティ試験による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	―	―	家電機器に対する雑音の強さは，J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第1 部の箇条7 による。）（第1部の7.14　表示の消えにくさによる。）	
第二十条第 1 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間	□該当 ■非該当	－	－	同上

		(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				